

福島市議会基本条例施行に伴う先例の見直し①

※平成26年4月1日から適用する先例

平成26年 月 日
議会運営委員会申し合わせ

■第五章 議事

第三節 議案等の朗読及び説明

先例118 資料の要求及び提出の取扱いについて

(1) 本会議における資料要求

(要求条件)

本会議における発言議員からの資料要求の意思表示に対し、本会議において執行機関より資料要求に応ずる旨の意思表示がなされた場合に限る。

(提出方法)

- ① 会議の期間中に配付する場合は原則として議場において全議員に配付する。
- ② 会議の散会后に配付する場合は原則として議会事務局内にある文書箱を使用し全議員に配付する。

－(2)～(10)中略－

(11) 委員会における資料要求の手続き

委員会において、執行部に資料を要求する場合には、次の手続きを経る。

- ① 資料要求を希望する委員は、当該資料を必要とする理由を述べ、委員長に申し出る。
- ② 当該申し出があった場合、委員長は、まず、委員会として当該資料の必要性について委員会に諮る。
- ③ 委員会において当該資料の必要性があると判断された場合、委員長は、当該資料が既存の資料なのか、新たに作成しなければならない資料なのかを、執行部に確認する。
- ④ 既存の資料の場合、委員長は、提出の可否と提出可能時期を執行部に確認する。なお、提出の可否と提出可能時期については、執行部と十分に協議する。
- ⑤ 新たに作成しなければならない資料の場合、委員長は、作成の可否と提出可能時期を執行部に確認する。なお、作成の可否と提出可能時期については、執行部と十分に協議する。
- ⑥ 委員長は、資料の提出について執行部と協議が整った場合には、委員会に諮り、委員会として当該資料の提出を要求することを決定する。

第五節 委員長報告

先例138 委員長報告の要望及び附帯決議の取扱いについて

- ① 委員長報告に要望を付す場合は、委員会において当該案件に関する賛成委員の総意とする。
- ② 委員会が附帯決議案を提出する場合は、委員会において、当該案件に関する賛成委員の総意とする。
- ③ 委員長報告に要望が付された議案については、本会議において要望を口頭で付し採決するのが例である。
- ④ 委員会審査の過程から提出された附帯決議は、本会議において当該議案の採決に引き続き採決するのが例である。
- ⑤ 委員会審査の過程から附帯決議案が提出される場合、附帯決議案の対象となった議案に対する委員長報告は、附帯決議案を提出する旨を記載のうえ、他の付託議案等に先立ち別に行うのが例である。
- ⑥ 可決した附帯決議の内容については、市長に対し、その処理の経過及び結果の報告を求める。

⑦可決した附帯決議の処理の経過及び結果の状況により、必要に応じて、所管委員会において、所管事務調査等を実施し状況を検討する。

■第六章 発言

第二節 発言の通告及び順序

- 先例168の2 代表質問は、当面、構成員が3人以上の会派以外は認めないのが例である。なお、構成員が2人の会派が結成された場合には、改めて協議するものとする。
- 先例169 代表質問通告者の質問の順序は、所属議員の多い会派の順とし、同数の場合は輪番とするのが例である。
- 先例172 関連質問は、質問者と同一会派に属する議員以外は認めないのが例である。

■第十章 委員会

第一節 常任委員会及びその他の委員会

- 先例214 常任委員の選任はあらかじめ代表者会において協議し、議会運営委員会の議を経た後、一般選挙後最初の議会で議長が会議に諮って指名するのが例である。
- 先例228 議会運営委員会の構成は、当面、構成員が3人以上の会派が参画し、委員はおおむね当該会派の構成員数の按分比例により選任するのが例である。なお、構成員が2人の会派が結成された場合には、改めて協議するものとする。
- 先例231 特別委員会の設置は、議長発議により行うのが例である。
- [注] 委員は各会派の所属議員数に按分して選出するのが例である。

■第十二章 請願及び陳情

第一節 請願及び陳情

- 先例294 採択した請願・陳情で市長に送付したものについては、送付後1年を経過し2年に満たないものについて、毎年、その処理経過及び結果等について報告を求めるのが例である。

■第十七章 法定外会議等

第一節 代表者会

- 先例315 《削除》
- 先例316 《削除》
- 先例318 人事案件については、議案の提出前に、各会派の代表者にあらかじめ当局から説明を行い、協議するのが例である。

第二節 常任委員協議会

- 先例320 《削除》
- 先例321 《削除》

■第十八章 その他

第三節 各種委員の推薦

- 先例361 各種委員の推薦は、あらかじめ代表者会において、原則として各会派所属等議員数の按分比例によって委員数の調整を行い、それぞれ委員の割当てをした後、会議において議長指名で推選して行うのが例である。